

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から59年2月まで

昭和55年11月に会社を退職後、妻が役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、組長の集金により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間は国民年金に未加入であるとされているが、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻は、役場における当該手続時の状況を具体的に記憶している上、当時の子供の状況など、その時期に関する記憶にも不自然さはみられないことから、その証言には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している上、昭和49年6月から50年2月までの期間及び53年3月の保険料について、厚生年金保険料との重複納付により還付されているなど、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住する地域では、自主的に納税組合を組織し、国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで  
40 年間すべて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の 1 年間で未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から、申立期間を除き、60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間だけが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 45 年 10 月の転居前後は、それぞれ市、町の納付組織で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、当該市、町において納付組織が保険料の集金を行っていたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで

昭和 50 年代に、国民年金保険料の督促の通知が届いたため、夫に頼んで、未納分約 7 万円を一括で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 9 か月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、その夫は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、昭和 47 年 4 月から 54 年 7 月までの期間については付加保険料を納付しているなど、申立人及びその夫は、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和 55 年 6 月 30 日に、申立期間直前の 42 年 9 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できることから、申立期間以降の保険料をすべて納付している申立人が、当該特例納付の際に、申立期間の 9 か月だけを残して特例納付したと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の夫が一括納付した記憶があるとしている国民年金保険料の約 7 万円という金額は、実際に納付記録のある昭和 42 年 9 月から 43 年 6 月までの期間に申立期間を加えた期間について第 3 回の特例納付により保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

国民年金制度発足当初に自治会の勧めで国民年金に加入して以降、昭和58年3月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料は妻が自治会の集金ですべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は国民年金制度発足当初の昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金に加入後、申立期間を除き、58年3月に厚生年金保険の被保険者となるまでの間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳により、申立人及びその妻は、申立人の申立期間を除き、申立期間前後の41年4月から47年3月までの保険料をすべて現年度納付していることが確認できることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年度の国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立期間である昭和41年10月から42年3月までの欄に検認印が押されていないことが確認できるが、印紙検認台紙の切離しの際の割り印の日付が42年3月であることが確認でき、同台紙を当該年度内に切り離すのは、切離しの時点で当該年度が完納である場合又は当該年度中に資格喪失している場合に限られるにもかかわらず、昭和41年度中に資格喪失していない申立人の同年度の同台紙が、同年度中である42年3月に切り離されていることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、自治会の集金で納付したと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、「協力会扱」のゴム印が押されていることから、自治会で保険料を集金していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

昭和 54 年 2 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳に至るまでずっと、国民年金保険料を隣組の役員に納付し続けていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 2 月 20 日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60 歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しているところ、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は 58 年 5 月 10 日に国民年金の被保険者資格を喪失したとされているが、申立人にその記憶は無い上、この時期に資格喪失しなければならない理由も特に見当たらないことから、当該資格喪失の記録については不自然さが認められる。

また、申立期間当時から同居している申立人の長女は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、「玄関は別だが、結婚後も実家に住んでおり、集金人はいつも実家の玄関に来ていたので、母が私の保険料と一緒に納付してくれていて、私は後で母に保険料を渡していた。」と証言している上、その長女は、昭和 55 年 11 月に結婚して以降、申立期間を含め、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間について、国民年金に任意加入し、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人が居住する市では、国民年金制度発足当初から平成 4 年まで、地域の納税組織が国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年10月まで  
② 昭和46年11月から48年4月まで  
③ 昭和48年5月から同年12月まで  
④ 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①については、結婚前の期間であるが、独身の間は勤務先の経営者夫婦が給与から国民年金保険料を天引きし、納付してくれていた。

申立期間②については、結婚後であり、勤務先での国民年金保険料の天引きはされなかったが、妻が夫婦二人分を銀行窓口か口座振替で納付していた。

申立期間③については、自営業開業のため転居し、慌ただしい時期であったが、母が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずである。

申立期間④については、自営業がうまくいかず、再び転居したが、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行窓口か口座振替で納付していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、勤務先の経営者夫婦が給与から国民年金保険料を天引きして納付していたと主張しているところ、申立人が同夫婦の経営する会社に勤務を始めたとする昭和43年6月以降の期間のうち、保険料納付日の記録が残っている期間についてみると、申立人の納付日と同夫婦の納付日がおおむね同一日であることが確認できる。



また、申立期間当時の申立人の元同僚は、勤務先の経営者夫婦が給与から国民年金保険料を天引きして納付していたことについて、申立人と同様の証言をしている。

2 申立期間②については、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行窓口か口座振替で納付していたと主張しているが、その妻の納付についての記憶は曖昧である上、その妻も同期間（厚生年金保険加入期間を除く。）の保険料は未納である。

また、申立期間③については、申立人は、その母親が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その母親からは詳しい事情を聴取できる状態ではない上、申立人夫婦は加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付の状況が不明であるとともに、その妻も同期間の保険料は未納である。

さらに、申立期間④については、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その妻は、「国民年金は自分で手続を行わなくても自動的に被保険者になるものと思っていたので、国民年金の加入手続を行ったことはない。」としている上、その妻の納付についての記憶も曖昧であり、その妻も同期間の保険料は未納である。

加えて、申立期間②及び④については、「銀行窓口か口座振替で国民年金保険料を納付した。」との主張であるが、申立人が当時居住していた市において、口座振替による保険料の納付ができるようになったのは昭和 50 年 4 月からであることが確認できる上、申立人が申立期間②、③及び④について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和40年1月から同年3月まで

町の連合婦人会会長であった義母に熱心に勧められ、国民年金制度発足当初に国民年金に任意加入し、昭和37年4月に転居するまでの国民年金保険料は、同居していた義母が自身の分と一緒に納付していた。また、転居後の保険料は、3軒隣に住んでいた方が集金に来ていて、3か月ごとに納付しており、申立期間①及び②が未加入とされているのは納付できない。

なお、申立期間②については、国民年金保険料の記載のある家計簿を所持している。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、社会保険庁のオンライン記録では未加入期間とされているが、これは平成9年3月5日に記録訂正したことにより未加入期間とされたものであり、当初は国民年金加入期間であったことが確認できる。

2 申立期間①については、A町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和36年2月25日に国民年金に任意加入していることが確認でき、国民年金制度発足当初に任意加入しておきながら、2年間にわたって国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和37年4月3日に国民年金の住所変更手続を行っていることが確認でき、このことは、

申立人が所持する家計簿の同日の欄に、「国民年金の件で市役所支所へ」と記載されていることとも符合するが、転居前に国民年金保険料を納付しておらず、かつ転居後も保険料を納付するつもりのない者が、転居後の市において再び国民年金の任意加入手続を行うことは考え難い。

さらに、申立人が、「申立期間①のうち、昭和 37 年 4 月に転居するまでの国民年金保険料は、同居していた義母が自身の分と一緒に納付していた。」と主張しているその義母は、国民年金制度発足当初の 36 年 4 月に 10 年年金に加入し、46 年 3 月までの保険料を完納している。

3 申立期間②については、申立人が所持する家計簿の昭和 40 年 2 月 16 日の欄に、「国民年金 300」と記載されていることが確認でき、申立期間②の国民年金保険料額と一致する上、その前後の記載の状況から、当該記載は申立期間②の保険料であると推認できる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで

昭和60年度の第1期(昭和60年4月から同年6月まで)の国民年金保険料を60年6月17日に納付後、第2期(60年7月から同年9月まで)の保険料納付を失念していたところ、市から督促の電話があったので、60年10月9日に、市に指示されたとおりに、郵便局で市役所あてに振り込んだ。その4、5日後に市から第2期分の納付書が送られてきたので、市に問い合わせたところ、とにかく納付するように言われたので、10月9日に郵便局で振り込んだ分は第3期(60年10月から同年12月まで)の保険料として受領されたのだと思い、同年10月16日に、市から送られてきた納付書で第2期分を納付した。

したがって、昭和60年度の国民年金保険料は、3期9か月分を間違いなく納付してあり、領収書も所持しているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立内容のとおり、昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料の領収書(60年6月17日領収)、60年7月から同年9月までの保険料の領収書(60年10月16日領収)及び郵便振替払込受領書(60年10月9日受付)を所持しているところ、同受領書については、何を払い込んだものの明示は無いものの、払込先がA市役所と記載されている上、払込金額は昭和60年度の3か月分の保険料額(付加保険料を含む。)と一致しており、申立人は、昭和60年4月から同年9月までの保険料の領収書は上記のとおり別に持っていること、60年7月から同年9月までの保険料が重複納付によ

り還付されたとの記録は無いこと、及び 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料は未納であることを申立人が認めていることを考え合わせると、同受領書は、申立期間の保険料についての受領書であると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの期間及び58年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年9月まで  
② 昭和56年12月から57年1月まで  
③ 昭和57年10月から58年3月まで  
④ 昭和58年9月

結婚している間の国民年金保険料の納付については、すべて夫に任せていたが、昭和59年1月に離婚してA市の実家に戻った後、過去に保険料の未納があることが分かり、実家の父が未納分をすべて納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和59年1月に実家に戻る前の国民年金保険料の未納分について、実家に戻った後にさかのぼって納付したとするその父親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳に至るまでの保険料をすべて納付している上、49年4月以降は付加保険料を納付しているなど、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間③及び④については、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとなっている昭和58年4月から同年8月までの国民年金保険料について、同期間当時居住していたB市の国民年金被保険者カードでは未納となっていることから、同期間の保険料は、申立人が実家に戻った後に、実家の父親がA市において納付したものと推測できるところ、申立人の父親が、申立期間③及び④に挟まれた同期間の保険料を納付した際に、申立人が実家に戻った59年1月の時点において過年度納付及び現年度納付することが可能である申立期間③及び④の計7か月を一緒に納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①及び②については、申立人が実家に戻った昭和 59 年 1 月の時点において、時効によりさかのぼって国民年金保険料を納付することができない上、申立人が申立期間①及び②について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 58 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月19日から21年3月1日まで

昭和20年5月から21年2月まで、A社に勤務していたが、社会保険庁に厚生年金保険の記録が無い。当時の辞令と日誌があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、当時の日誌の記述内容及び事業所から提出された人事記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるが、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が認められ、これによる被保険者名簿の復元は困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いこと



の原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 5 月 19 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 21 年 3 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から同年12月11日まで

私は、B業を行っていたA社にC職として、平成10年11月11日より勤務していたが、12年10月ごろの給与から2回に分割して支払われるなど会社の経営状況が怪しくなってきたので、同年12月に退職した。その間、給料より厚生年金保険料が控除されていると思っていたが、ねんきん特別便により12年9月1日に資格喪失していることが分かり、社会保険事務所に問い合わせたところ、会社からの届出がそのようになっているとの説明であった。

A社に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間として足りない期間分の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳及び雇用保険の記録により、申立人は、平成12年12月10日まで同社に継続して勤務し、12年12月分まで毎月、A社から給与が支払われていることが認められる。

また、申立人が提出した給与支払明細書によると、申立人は、平成12年1月から6月まで厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる上、当該期間に係る給与支払明細書上の社会保険料控除額と、同年7月から12月まで社会保険料控除額として推定される金額の合計額は、B県C村長が証明する平成12年分の「所得・課税・扶養証明書」の社会保険料控除額とほぼ一致していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年8月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、会社を閉店し保険料の納付に関する資料は現存せず、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月30日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に昭和49年3月11日に入社し、本社総務係で庶務関係の仕事をしていた。56年9月30日に退職したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年10月1日であるところ、同年9月30日となっている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が作成した辞令簿、雇用保険受給資格者証及び元上司の証言により、申立人が昭和56年9月30日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年8月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A社の後継会社であるB社）は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和56年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付させるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA研究所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年4月1日、資格喪失日が54年9月1日とされ、当該期間のうち、54年8月1日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を54年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月1日から同年9月1日まで  
退職日が昭和54年8月31日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届出された。申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA研究所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成9年5月30日付け）に基づき、既に昭和54年8月1日から同年9月1日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和54年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 7 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA研究所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が62年8月1日とされ、当該期間のうち、62年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を62年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月30日から同年8月1日まで

退職日が昭和62年7月31日であるにもかかわらず、同年7月30日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として誤って届出された。申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA研究所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成9年5月30日付け）に基づき、既に昭和62年7月30日から同年8月1日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和62年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 62 年 6 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和 62 年 7 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年7月15日に、資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月15日から43年4月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間照会をしたところ、昭和42年7月から43年4月まで勤務していたA社の期間が被保険者期間ではないことが分かった。当時一緒に勤めていた同僚は厚生年金保険の被保険者となっており、自分が被保険者ではなかったことに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社における同僚の証言及び前勤務先における同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた同僚は、入社月から厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致する上、当該事業所における申立人の上司は、「従業員全員を職種の区別無く厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年7月から43年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年8月1日）及び資格取得日（37年12月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、37年8月及び同年9月を1万2,000円、同年10月及び同年11月を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年12月5日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和34年10月20日から39年11月20日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっており、37年8月1日資格喪失、37年12月5日資格取得となっている。申立期間については継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において、昭和34年10月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37年8月1日に資格を喪失後、同年12月5日に同社において再度資格を取得しており、同年8月から同年11月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社の昭和38年4月13日付け人事考課表において申立人の氏名が確認できるところ、申立期間当時、申立人の人事考課を行った元上司は、当該人事考課表について、「考課期間は、37年4月から38年3月である。」と証言している。

また、当該元上司及び申立期間当時の人事労務担当者は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言しているところ、当該上司及び複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録、及び申立期間当時のA社の人事考課に基づく賃金表から判断すると、昭和37年8月及び同年9月を1万2,000円、同年10月及び同年11月を1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年8月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長野国民年金 事案 579 (事案 291 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間、51年11月から56年7月までの期間及び58年8月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで  
② 昭和51年11月から56年7月まで  
③ 昭和58年8月から59年4月まで

申立期間①については、昭和45年ごろ、市から、「未納の国民年金保険料を納付しないと年金がもらえなくなる。」と言われ、夫が、夫婦二人分の保険料を特例納付したはずであるにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

申立期間②及び③については、夫が私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和36年4月から44年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、51年11月から56年7月までの期間及び58年8月から59年4月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月28日付けで昭和49年1月から同年3月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われている。

また、昭和36年4月から44年3月までの期間は、申立人の夫が、「夫婦でまとめて未納保険料を納付したのは1回だけである。」と説明しているところ、申立人の夫が第2回目の特例納付制度を利用して43年4月から48年3月までの夫の国民年金保険料を特例納付していることが、特殊台帳により確認でき、申立内容と矛盾すること、51年11月から56年7月までの期間及び58年8月から59年4月までの期間は、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に当該期間のみ加入記録が無いこと、これら申立期間の保

険料を納付したとする申立人の夫の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>で納付額等について記憶が明確でない上、申立人が当該申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①については、昭和 45 年ごろ、市から、「未納の国民年金保険料を納付しないと年金がもらえなくなる。」と言われ、その夫が、夫婦二人分の保険料を特例納付したはずであり、申立期間②及び③については、その夫が申立人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を納付したはずであると主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月までの期間、47 年 1 月から 48 年 3 月までの期間、48 年 5 月から同年 12 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 1 月から 48 年 3 月まで  
③ 昭和 48 年 5 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、結婚前の期間であるが、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、父の銀行口座からの口座振替により納付していた。

申立期間②については、結婚後であり、私が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行窓口か口座振替で納付していた。

申立期間③については、自営業開業のため転居し、慌ただしい時期であったが、義母が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずである。

申立期間④については、自営業がうまくいかず、再び転居したが、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行窓口か口座振替で納付していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 49 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人が 20 歳になった 45 年 1 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間①については、申立人が 20 歳になった時の国民年金の加入手続及

び国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界しているとともに、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付の状況が不明である上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和 49 年 4 月の時点において、申立期間①の保険料については、時効により過年度納付することができない。

申立期間②については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行窓口か口座振替で納付していたと主張しているが、納付についての記憶は曖昧である上、その夫も同期間の保険料は未納である。

申立期間③については、申立人は、その義母が夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その義母からは詳しい事情を聴取できる状態ではない上、申立人夫婦は加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付の状況が不明であるととともに、その夫も同期間の保険料は未納である。

申立期間④については、申立人は、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張している一方、申立人は、「国民年金は自分で手続を行わなくても自動的に被保険者になるものと思っていたので、国民年金の加入手続を行ったことはない。」としている上、納付についての記憶も曖昧であり、その夫も同期間の保険料は未納である。

また、申立期間①については、「父親の銀行口座からの口座振替により国民年金保険料を納付した。」との主張であり、申立期間②及び④についても、「銀行窓口か口座振替で保険料を納付した。」との主張であるが、申立人が当時居住していた市において、口座振替による保険料の納付ができるようになったのは昭和 50 年 4 月からであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 長野国民年金 事案 581 (事案 388 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで  
② 昭和60年4月から同年9月まで

昭和48年3月の結婚後間もなく、夫が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付も夫が夫婦二人分を一緒に行っていたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

申立期間①については、新たな資料として、夫のものであるが、昭和44年1月27日付けの国民年金保険料現金領収証書を提出する。この領収証書により納付していたはずである。

申立期間②については、夫の同期間の納付が納期限に近いことや、前後の期間が納付免除又は未納であることなどを理由に訂正不要としているが、これらのこととは切り離して判断してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和48年3月の結婚後間もなく国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、50年2月又は同年3月ごろにA町において加入手続きを行ったことが確認できるとともに、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の保険料を納付していたとするその夫は、納付方法等の記憶が曖昧である上、その主張を変遷させており、申立内容が明確でないこと、iii) 申立人は、申立期間①以外にも未納期間が多い上、申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料は無いこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、「夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているが、夫婦共に

申立期間②の前が納付免除、後が未納となっている上、納付済みとなっている申立人の夫の納付日が納期限に近いことなど、当時の申立人の経済状況を考えると、申立人の申立期間②の保険料までは納付できなかった可能性を否定できないこと、ii) 申立人の保険料を納付していたとするその夫は、納付金額の記憶が無い上、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①については、保険料納付を示す資料として新たに昭和 44 年 1 月 27 日付けの国民年金保険料現金領収証書を提出したが、同領収証書は申立人の夫のものである上、申立期間①に係るものでもなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②については、夫の同期間の納付が納期限に近いことや、前後の期間が納付免除又は未納であることなどは切り離して判断してほしいと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 28 日から 42 年 1 月 5 日まで  
昭和 41 年 1 月に A 市の B 工業所に就職した。会社は 42 年 1 月に C 市へ移転し、社名を D 社に変更した。その後、私は A 市役所へ就職が決まったため同年 6 月に退職した。この間は継続して仕事をしていたが、社会保険事務所の記録では B 工業所を 41 年 7 月 28 日に資格喪失し、42 年 1 月 5 日に D 社で資格取得したことになっており、厚生年金保険の記録が中断している。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元上司及び同僚の証言により、申立人が B 工業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、B 工業所の後継会社である E 社では、「申立人が入社したときに在籍していた社員は、申立人が勤務したことは間違いないと証言しているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当時の総務担当者が申立人の勤務どおりの取扱いをしたものと思う。」と説明しているところ、申立人の雇用保険の加入記録では、昭和 41 年 6 月 10 日離職、42 年 1 月 4 日に再取得しており、その離職日及び資格取得日は厚生年金保険の資格喪失日及び取得日とおおむね一致している。

さらに、E 社では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されており、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料の控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 内 容 : ① 平成 17 年 10 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで  
② 平成 18 年 5 月 1 日から 19 年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成 17 年 10 月に、それまで 41 万円であった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に変更され、その後 18 年 5 月に転籍した親族企業の B 社においても同額の標準報酬月額となっている。申立期間①及び②については、実際の給与は変わっておらず、社会保険事務所の職員の指導に従い事業主が不正な届出を行ったと思われるので救済してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社における申立期間①及びB社における申立期間②の申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円であることが確認できる。

また、申立人の所持する預金通帳の給与振込金額の記録は、申立期間①及び②において常に月額 30 万円を超える金額が事業主により振り込まれていることから、社会保険庁に記録された標準報酬月額は、実際の給与額に基づいて算出されたものでないと考えられる。

しかしながら、申立人に係る平成 17 年、18 年及び 19 年の市民税・県民税課税内容証明書に記載された社会保険料控除額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額とおおむね一致している上、B社における貸金台帳によると、申立人は給与から社会保険庁に記録された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されており、社会保険料等の控除後の毎月の給与支給額は、申立人の所持する預金通帳の給与振込金額の記録と一致していることが確認できる。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 11 日から 37 年 8 月 5 日まで  
② 昭和 38 年 5 月 25 日から 42 年 1 月 29 日まで

社会保険庁の記録では脱退手当金支給決定日が昭和 42 年 5 月 26 日となっているが、42 年 3 月 5 日から 44 年 1 月 13 日まで海外にいたので、脱退手当金の請求や受給をするはずがない。

申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 50 名のうち、脱退手当金の支給記録がある女性 23 名は、いずれも厚生年金保険資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立期間②当時に当該事業所において社会保険事務を担当していた元同僚は、「当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、脱退手当金受給の意向を本人に確認し、希望者には関係書類に必要事項を記入してもらい、届出だけを代行していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性がある。

また、申立人の脱退手当金は、A 社 B 工場の前に勤務した C 製作所の厚生年金保険の被保険者期間も含めて計算され、支給額に計算上の誤りは無く、A 社 B 工場の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 5 月 26 日に脱退手当金の支給決定が行われている上、A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び上記支給記録のある女性 23 名には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されているほか、社会保険事務所が保管する

申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書における支給対象期間、月数、支給額、支給日と社会保険庁のオンライン記録とが一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 43 年 11 月まで  
昭和 37 年 2 月ごろから 43 年 11 月まで A 社 B 営業所に勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間の一部において、A 社（現在は、C 社）B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社では、「申立期間当時、各営業所には、正社員、嘱託職員、渉外員のほかに、補助的な事務を行うアルバイト社員がおり、アルバイト社員は厚生年金保険には加入していなかった。」としているところ、複数の元同僚は、「申立人の勤務形態はアルバイトであった。」とし、このうち申立人と同様にアルバイトとして勤務していたとする元同僚は、「(自分も含め) アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、同社の人事カード、及び同社で保管している同社 B 営業所の、昭和 37 年、39 年、40 年、42 年及び 43 年の社員名簿（嘱託職員、渉外員を含む）に申立人の氏名は無い上、申立人は、同社に勤務していた期間についての記憶が曖昧であり、元同僚からも、申立人の勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られないことから、申立人の同社における勤務実態は不明である。

このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。